

令和5年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況
 (経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課)

開催年月日 令和5年3月3日
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 経済部長、環境・エネルギー局長、
 環境・エネルギー課長、
 エネルギー政策担当課長、
 省エネ・新エネ促進室長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 原発・エネルギー政策等について (一) 再生可能エネルギーについて 1 再生可能エネルギー普及事業について (菊地委員) 始めに、再生可能エネルギーについて何点か伺います。 再生可能エネルギー普及にあたって、経済部としてどのような事業に取り組み、予算が執行されてきたのか。また、経済部における省エネルギー・新エネルギー関連事業の予算額の推移、再生可能エネルギーの発電量の変化について伺います。</p> <p>2 予算と普及率の相関性について (菊地委員) ご答弁いただいたように、予算額はおおむね増加傾向にあり、それと呼応する形で、再生可能エネルギーの発電量も増えています。全国有数の再生可能エネルギーのポテンシャルを発揮するためにも、さらに力を注ぐべきと考えますが、道はどのように考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。</p> <p>2-再 予算と普及率の相関性について (菊地委員) これまで、新エネルギー導入加速化基金を中心として、取組を進めてきていると承知していますが、新エネの導入拡大をしていくことが重要との認識であるならば、基金のみに頼るのではなく、これまでも指摘してきていますが、一般財源で取組を拡充していくべきと考えますがいかがか、伺います。</p>	<p>(環境・エネルギー課長) 新エネルギーに係る事業などについてでございますが、道では、新エネルギー導入加速化基金を活用するなどして、エネルギー地産地消の取組への支援や、洋上風力の開発・導入に向けた環境の整備、道有施設の新エネ率先導入などに取り組んできたところであり、経済部における省エネ・新エネ関係の予算額は、4年前の令和元年度では、いわゆる骨格予算であります当初と2定予算を合わせて約21億7,500万円、令和2年度は約22億3,300万円、令和3年度は約26億1,300万円で、令和4年度は、設備投資などへの支援で事業規模が大きいエネルギー地産地消事業化モデル事業が終了し、新たな基金事業がスタートした初年度でありまして、予算額は約13億3,800万円となっております。</p> <p>また、その年によって発電量の変動が大きい水力を除いた新エネによる発電電力量は、令和元年度の約44億1,000キロワットアワーから令和3年度の約55億900キロワットアワーと増加しております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 新エネルギーの導入拡大についてでございますが、本道では、固定価格買取制度の開始を契機に、太陽光や陸上風力を中心に新エネの導入が拡大してきており、今後さらに、大規模な導入が期待できる洋上風力に加え、バイオマスや地熱など多様なエネルギー資源を効果的に活用することにより、地域の豊かな暮らしや活力ある産業の発展につなげていくことが重要と考えております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 新エネルギーの導入拡大についてでございますが、道では、地域が主体となった新エネの導入や、エネルギー地産地消の取組への支援などを、新エネルギー導入加速化基金を活用して実施するとともに、大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力の開発・導入を促進するほか、電力基盤の増強を国に求めるなど、引き続き、豊富に賦存する新エネルギーの最大限の活用に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 電力需要について (菊地委員) それでは本道における発電実績と、電力需要の実績について何うとともに、うち再生可能エネルギーが占める割合は何パーセントとなるのか伺います。</p> <p>3-再 電力需要について (菊地委員) 今の、ご答弁いただきましたが、原発が動かない中でも、総発電電力量により、電力需要をまかなえられています。再生可能エネルギーの発電量も増えてきており、再エネを化石燃料に置き換えていけば電力需要は十分まかなえると考えますが、道としてどのように考えているのか伺います。</p> <p>4 再生可能エネルギーのシェア率について (菊地委員) 道は、省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、発電容量824万キロワット、発電電力量204億5,500万キロワットアワーの目標を立てていますが、それはどこの電力会社がどれだけ発電をすることを考えているのか。また、目標では道外移出分も含まれるとされていますが、目標達成しており、道内で消費される再生可能エネルギーはどの程度になるのか、伺います。</p> <p>5 エネルギーの地産地消について (菊地委員) 本道で大規模な風力発電を計画しているのは主に本州の会社です。そうした電力会社が再生可能エネルギーを増加させたところで、道内で使われなければ、本道の良好な再生可能エネルギーの発電環境が、食いつぶされるだけではないでしょうか。道民の財産ともいえる発電環境は、まずは道民に還元されるべきと考えますが、いかがか伺います。 また、エネルギーの地産地消を進めるために、道はこれまでもセミナー等を開いていますが、地産地消をさらに進めるために、どのような取り組んでいくのか伺います。</p>	<p>(環境・エネルギー課長) 発電実績などについてでございますが、国の電力調査統計によれば、令和3年度における道内の総発電電力量は約365億キロワットアワーで、そのうち、その年によって発電量の変動が大きい水力を除いた新エネルギーによる発電電力量は約55億キロワットアワーで、総発電電力量の約15パーセントとなっており、これに水力を加えますと、発電電力量は約106億キロワットアワーで、総発電電力量の約29パーセントとなっております。 また、令和3年度における電力需要実績は、約313億キロワットアワーとなっております。</p> <p>(環境・エネルギー課長) 火力発電についてでございますが、国のエネルギー基本計画では、火力発電は、当面、主要な供給力及び再エネの変動性を補う調整力として活用しつつ、できる限り電源構成に占める比率を引き下げていくこととしております。 道といたしましては、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、引き続き、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。</p> <p>(環境・エネルギー課長) 新エネルギーの導入目標などについてでございますが、行動計画で掲げる新エネルギー導入量の目標値は、過去の新エネの発電実績や、新エネ開発計画のほか、国の目標なども考慮し、設定したものであり、個別の事業者ごとの導入量は想定しておりません。 また、道内の新エネ発電電力量が、目標である204億5,500万キロワットアワーに達した場合、道内に供給される量は、164億9,000万キロワットアワーと想定しております。</p> <p>(省エネ・新エネ促進室長) エネルギーの地産地消などについてでございますが、本道の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用するため、地域が主体となったエネルギーの地産地消の取組につきまして、民間事業者の方々のノウハウも積極的に取り込みながら、計画づくりから設備の設計・導入までの各段階での支援を行ってまいります。 加えて、電力消費の大きいデータセンターといった、産業の誘致など、道内需要の確保、拡大に取り組みますとともに、国に対し、道内送電網の増強や、既存系統を有効に利用するノンファーム接続の推進などを引き続き求めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>6 電気料金について (菊地委員) これまで、北電は化石燃料の値上げと原発の安全対策費の増大を要因として、電気料金の値上げが繰り返されてきました。 再生可能エネルギーが普及し、化石燃料への依存度が低下すれば、電気料金値上げに対する対抗策となりうると考えますが、道の所見を伺います。</p> <p>6-再 電気料金について (菊地委員) 再エネはコストが高いということですが、国でも再エネの中でも事業用太陽光は原発よりコストが安いとの試算が示されています。 再エネは更にコストが下がることが期待されており、再エネの導入拡大は電気料金の値下げにつながると思います、再度所見を伺います。</p> <p>7 これからの北海道の電力構成について (菊地委員) 一般質問でわが会派の質問に、北電の化石燃料への依存度は74パーセントと極めて高いことが明らかになりました。本道最大の電気事業者であり、化石燃料の主要な消費者でもある北電の化石燃料依存度を低下させなければ、わが会派がこれまで、具体的目標の設定やさらなる目標の向上などを求めてきた、ゼロカーボン北海道実現に向けた省エネルギー・新エネルギー計画の実現すら困難なものとなります。計画実現のために道としてどのように取り組むのか、伺います。</p> <p>(菊地委員) 再生可能エネルギーの普及は重要課題ですので、知事にも直接お伺いしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>(環境・エネルギー局長) 再生可能エネルギーの導入についてであります、再エネの導入には、多額の初期費用やランニングコストが必要になることから、他のエネルギーと比較して発電コストが高くなるという課題がある中、国のFIT・FIP制度により、その普及が進められておりますが、今後とも、技術開発などによってコスト低減を図るとともに、再エネの導入拡大に伴う「再生可能エネルギー発電促進賦課金」といった電気の利用者の方々の負担増加を最大限抑制することが必要と認識しております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 再生可能エネルギーのコストについてでございますが、国のエネルギー基本計画では、再エネについて、事業用太陽光は、発電コストが着実に低減しているほか、洋上風力は、国際的に価格低下が進み、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源としておりますが、今後とも、技術開発などによってコスト低減を図るとともに、再エネ賦課金による電気の利用者の方々の負担増加を最大限抑制することが必要と認識しております。</p> <p>(経済部長) 火力発電などについてであります、国のエネルギー基本計画では、火力発電は、当面引き続き主要な供給力及び再エネの変動性を補う調整力として活用しつつ、できる限り電源構成に占める比率を引き下げていくこととしておまして、また、北電グループでは、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、水素・アンモニアの燃焼や、二酸化炭素の回収・利用・貯留技術の活用により、火力発電の二酸化炭素排出ゼロを目指すこととして承知しております。 道といたしましては、地域に賦存するさまざまな資源を、脱炭素化技術も用いて最大限活用するほか、地域が主体となった新エネの導入や、需給一体型の地産地消の取組を支援するとともに、大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力の開発導入を促進するなど、新エネが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組み、ゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 泊原発再稼働等について</p> <p>1 北電の不祥事について (菊地委員)</p> <p>北海道電力社員が権限がないのに経済産業省のシステムに入り、再生可能エネルギーの発電事業者の情報を長年に渡り不正閲覧していたことが明らかになりました。</p> <p>問題の経緯について、まず説明いただくとともに、北電は道に対して問題の経過説明を行ったのか伺います。</p> <p>2 北電の不祥事に対する認識と今後の対応について (菊地委員)</p> <p>西村経済産業相は、北電を含む大手電力10社の不正閲覧問題について「電気事業の中立性、信頼性に疑念を抱かせるもので極めて遺憾」と厳しく批判しています。</p> <p>今般の問題について北電は「事案を重く受け止め、詳細な事実関係の調査を行う」と述べているだけで、不正閲覧を行ったことに対する一切の反省や謝罪が表明されていません。</p> <p>このような姿勢をとることは、法令順守という概念すら失墜しているのではないかと疑念を抱かざるを得ません。</p> <p>今般の北電の問題と姿勢について、道の認識を伺うとともに、道は北電に対して真相究明や改善等の要望を行ったのか伺います。</p> <p>3 原発運転「原則40年」の理由について (菊地委員)</p> <p>北電が原発を再稼働する事業者とは到底言えないことが改めて明瞭になった訳ですが、そんな中、政府は「電力不足」や電気料金値上がりを実に、原発の新増設と危険な老朽原発の運転を一気に進める「GX基本方針」を決定しました。</p> <p>原発運転期間「原則40年」は、福島第一原発事故後に原子炉等規制法改正により決められましたが、原則40年とされた当時の政府の見解をご説明ください。</p> <p>また道は、原則40年の理由をどのように認識していたのか伺います。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>北電による不正閲覧事案についてでございますが、北電では、再エネの固定価格買取制度にかかる交付金手続きに関し、国が認定した発電設備の情報と同社で管理している情報の整合性を確認する際や、発電設備の契約変更申込みの内容と、設備認定上の情報の整合性を確認する際に、本来であれば、書類を保管する北電の各事業所に確認すべきところ、同社では、国が管理し、一般送配電事業者のみアクセスが許可されているシステムを閲覧し、内容を確認していた事案が14人の従業員により、1,255件あったとし、その調査結果と再発防止策について国に報告しております。</p> <p>また、北電からは、このことについて、国から調査を求められた際、経済部長に報告があったところです。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>道の認識などについてでございますが、今回の事案は、国が、一般送配電事業者である北海道電力ネットワークに付与していたアカウントを北電の社員が使用し、国のシステムにアクセスしたものであり、道といたしましては、電気事業の中立性、信頼性の確保を図る点から不適切な事案と認識しております。</p> <p>このため、道では、北電の幹部から報告を受けた際に、経済部長から、国の調査に真摯に対応し、経過を明らかにすることや、再発防止策の検討を行うよう、口頭で申し入れたところです。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>原発の運転期間の考え方についてでございますが、国では、一般的に、設備、機器等は、使用年数の経過に従って、経年劣化等によりその安全上のリスクが増大することから、こうしたリスクを低減するため、発電用原子炉の運転期間を制限したものと承知しております。</p> <p>また、道では、原子炉の安全の確保を図る観点から、原子炉に運転期間を設ける考え方は理解できるが、この期間がどのような科学的根拠に基づいたものなのか、国において、しっかり説明すべきと認識していたところです。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3-再 原発運転「原則40年」の理由について (菊地委員) この期間がどのような科学的根拠に基づくのか、国がしっかり説明すべきと認識されていたという答弁です。 道では国の方針に対して、科学的根拠の説明が不十分と認識していたのか、道は国に運転期間40年についての科学的根拠の説明を求め、国からどう説明され、道の疑念はどのように解消されたのか伺います。</p> <p>3-再々 原発運転「原則40年」の理由について (菊地委員) 平成24年から説明を求めてきたということですが、12年に渡って説明を求めているのに、未だに科学的根拠が示されていないと理解してよろしいのですか。</p> <p>4 これまでの政府見解との整合性について (菊地委員) 結局、科学的根拠は示されていないということですね。それで再稼働なんてとんでもないと思いますが、今般の政府による「原則40年」ルールの撤廃は、これまでの政府自身による説明を180度ひっくり返すもので、整合性が全く取れないものです。 経年劣化による安全リスクは「原則40年ルール」撤廃により高まるものではありませんか。道はどのように説明するのか伺います。</p> <p>5 福島第一原発事故の教訓について (菊地委員) 2011年の福島第一原発事故からまもなく12年が経ちます。道は福島原発事故の教訓が何であったと認識しているのか、部長の見解を伺います。</p>	<p>(エネルギー政策担当課長) 原発の運転期間についてでございますが、国は、一般的に、経年劣化等により安全上のリスクが増大するため、運転期間を制限したと承知しておりますが、道としては、期間設定の根拠について明確にする必要があると認識しております。 このため、道では、こうした考え方について、運転期間が法律で規定された平成24年から、原子力発電関係団体協議会を通じて、国に求めてきたところであり、国は、国民の皆様に分かりやすく説明することが必要と考えております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 原発の運転期間についてでございますが、国は、一般的に、経年劣化等により安全上のリスクが増大するため、運転期間を制限したと承知しておりますが、道としましては、期間設定の根拠について明確にする必要があると認識しております。</p> <p>(環境・エネルギー局長) 原発の運転期間の取扱いについてであります。国の「今後の原子力政策の方向性と行動指針」案では、「既存原発の運転期間について、規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提」とした上で、運転期間は40年、延長は20年を目安として、一定の事由による停止期間はカウントに含めないこととしております。 一方、規制委員会では、運転開始後30年を超えて原発を運転しようとするときは、10年を超えない期間における管理計画を策定し、規制委員会の認可を受けることとし、現在、具体的な安全規制について検討をしているところでございます。 道としては、運転期間の取り扱いも含め、原発の安全性については、国が責任を持って、ていねいな説明を行い、国民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要と考えております。</p> <p>(経済部長) 福島第一原発事故の教訓についてであります。原発は安全性が確保されることが大前提でございます。福島第一原発事故につきましては、重大事故への対策の検討や地震への総合的なリスク評価が不十分といった課題が明らかになったところでございます。この教訓に基づき、規制委員会は、災害想定を大幅に引き上げた防護対策を事業者に求めるといった新たな規制基準を定めたところでございます。 道といたしましては、こうした対策が確実に実行されることはもとより、事業者においては、安全向上や原子力防災対策の充実や強化に不断に取り組んでいくことが何よりも重要であると考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>5-再 福島第一原発事故の教訓について (菊地委員)</p> <p>ただいまの答弁には、原発の安全神話についての言及が一切ありませんでした。国会事故調の黒川清委員長は、報告書の中で、「日本政府は電力会社とともに、原子力は安全であり、日本では事故など起こらないとして原子力を推進してきた」、「国民の命を守ることよりも組織の利益を守ることが優先され、世界の安全に対する動向を知りながらも、それらに目を向けず安全対策は先送りされた」と言明し、原発の安全神話に対する批判を率直にしています。こうした認識を部長はお持ちではありませんか。原発の安全神話に対する認識とあわせて、再度伺います。</p> <p>6 国際再生可能エネルギー機関の指摘について (菊地委員)</p> <p>我が国も加盟する「国際再生可能エネルギー機関＝アイリーナ」の報告によると「化石燃料輸入国は、エネルギー供給停止や価格変動といったリスクに対して脆弱であり、これとは対照的に、国内の再生可能エネルギー源を開発できる国は、エネルギー安全保障を実現できる優位な立場にある」と述べています。</p> <p>この指摘の通り、リスクの脆弱さが露呈した我が国は、各電力会社が電気料金の相次ぐ値上げを申請しています。再生可能エネルギーの普及の遅れが電気料金の値上げに直結したといっても過言ではありません。この指摘を道はどのように受け止めるのか伺います。</p> <p>6-再 国際再生可能エネルギー機関の指摘について (菊地委員)</p> <p>火力発電に依存した弱い実態を道はどのように認識しているのか。火力発電に過度に依存した電力構造が電気料金の値上げの影響を大きく受けていると考えますが、いかがか伺います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>福島第一原発事故の教訓についてであります。福島第一原発事故に係る国会の事故調査委員会などの報告では、重大事故対策が十分検討されないまま事業者の自主性に任せてきたことや、地震・津波に対する総合的なリスク評価が行われていなかったといった課題があったとされていると承知しております。</p> <p>道といたしましては、こうした教訓を踏まえた新たな規制基準に基づく対策が確実に実行されることはもとより、原発については、安全の追求に終わりがあるものではなく、安全向上や原子力防災対策の充実・強化に不断に取り組むことが重要と考えます。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>エネルギーの安定供給についてでございますが、国は、GX実現に向けた基本方針の中で、安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、我が国の最優先課題であるとし、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要があり、そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、足下の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するとしております。</p> <p>電力は、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点とし、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、多様な電源構成とすることが重要と考えており、道といたしましては、地域で自立的に確保できる再生可能エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。</p> <p>(エネルギー政策担当課長)</p> <p>電源構成についてでございますが、国は、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していくため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指すとし、道では、電力は、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点とし、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な電源構成とすることが重要と認識しております。</p> <p>国の電力調査統計によりますと、本道の令和3年度の火力発電の割合は約70パーセントとなっており、現在、規制料金の値上げを申請している北電においては、石炭やLNGなどの燃料価格の高騰を値上げの主な要因としていると承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>7 原発と再生可能エネルギーの両立について (菊地委員) 原発を再稼働した場合、再生可能エネルギー拡大の意義はますます薄れ、取り組みが進まないことが懸念されます。 現在でも再エネ電力の出力規制が行われており、原発推進は再エネ普及の現実的障壁となっていることは明らかです。 原発再稼働と再生可能エネルギーの普及拡大がどう両立するのか。ゼロカーボン推進と根本的に矛盾するものではありませんか、伺います。</p> <p>8 泊原発再稼働判断の基準について (菊地委員) 泊原発の再稼働にあたり、知事意見を述べることとされています。これまでの知事は規制委員会の審査を理由に自らの立場を述べてきませんでした。原発運転期間制限が撤廃され、前提が大きく変わったといわざるを得ません。泊原発再稼働判断をどのような基準に基づいて行うのか。道自身の主体性はどのように反映されるのか、伺います。</p> <p>(菊池委員) 知事にもお伺いしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。ありがとうございました。</p>	<p>(環境・エネルギー局長) 原発再稼働と再エネの導入拡大についてであります。国では、GX実現に向けた基本方針において、エネルギーの安定供給の確保を大前提とした脱炭素の取組として、再エネの主力電源化や原子力の活用、水素・アンモニアの導入促進などを進める考えを示しております。また、GX実現を通じて、2050年カーボンニュートラルの達成を目指すとしております。 道としては、本道の豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、主要なエネルギー源の一つとなるよう努め、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現につなげてまいります。 なお、泊発電所は、現在、規制委員会における審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にございません。</p> <p>(経済部長) 泊発電所の再稼働についてであります。原発は安全性が確保されることが大前提であることに変わりはなく、引き続き、規制委員会において、最新の知見を反映した厳格な基準に基づく厳正な審査を行っていただくことが重要でございます。 泊発電所は、現在、規制委員会における審査が継続中でありまして、予断をもって申し上げる状況にはございませんが、泊発電所に関し、具体的な内容が示された場合には、道議会でのご議論などを踏まえ、適切に対応してまいります。</p>